

法教育推進事業

主権者としての自覚と社会参画

【授業の狙い】

主権者（有権者）として必要な能力・資質である「根拠をもって主張し他者を説得する力」・「多面的・多角的に考察する力」・「他者の考えを受け入れ合意形成する力」・「自ら公共的な事柄に参加しようとする力」の大切さに気付くとともに、それを習得する第一歩とする。

【授業者の役割分担】

弁護士が主導して授業を進める。教員は、ワーク中の机間巡視、討論時の板書、指名などを担当する。

段階	学習活動	指導上の留意点
導入 【15分】	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙の実情について、説明する。 ○選挙権年齢の引き下げについて、意義や課題を理解する。 ○有権者として必要な資質について、説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「選挙」「主権者」に対して生徒がどのようなイメージを持っているかを聞いてもよい。 ・単に、投票に参加することや、投票率を上げることが重要なわけではなく、民主主義の担い手としての資質を身につけることが大切であることを理解させる。 ・単に投票に参加するだけでよいとすると、人気投票や感情に流された結論になりやすく、社会のためにならない結果となりやすい。 ・主権者に期待されるのは「社会の問題を自分の問題としてとらえ、自ら考え、自ら判断し、自ら行動する態度」である。 ・その過程において、主権者に必要な資質としては、 <ol style="list-style-type: none"> ①「根拠をもって主張し他者を説得する力」 ②「多面的・多角的に考察する力」 ③「他者の考えを受け入れ合意形成する力」 ④「自ら公共的な事柄に参加しようとする力」 が挙げられることを理解させる。
展開（1） 【35分】	<p>【課題】ワークシートを使って「ネット・ゲーム依存症対策条例」の是非について、討論する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ある県で「ネット・ゲーム依存症対策条例」が制定された。生徒の住む自治体にも同様の条例を制定する動きがあると仮定して、制定の是非を考える。 ○ある県で制定された条例の紹介 ○進め方「個人検討→グループ検討→発表して全体の討論」 ○主権者としての必要な資質を意識しながら討論をさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会の問題を自分の問題としてとらえ、自ら考え、自ら判断する」の実践的な意味を込める。 ・具体的な事例をもとに、ある政策（条例制定）の是非を、個人・グループ・全体で検討する。 ・いろいろな立場から考えてみること。 ・条例を制定した場合の影響、制定しない場合の影響を、自らの経験や知識をもとに、具体的に想像すること。 ・意見の根拠、予想される反論、再反論を考えること。 ・<u>授業者である弁護士は、生徒から出された意見が、上記の主権者としての必要な資質を踏まえているかという観点から、生徒の意見に反駁したり、別の観点を与えたり、他の観点を提示したりする。</u>

<p>展開 (2) 【5分】</p>	<p>【課題】「ネット・ゲーム依存症対策条例」を自身の住む自治体で制定することの是非について、挙手による投票を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自ら行動する態度」の実践的な意味を込める。 ・主権者として、「考え、判断する」だけでは社会参画したとはいえない。「行動に移す」ことも大切である。 ・最初の意見と、討論を踏まえた後の意見とで変わった生徒がいれば、何が意見を変える決め手となったのかを発表させる。 ・自分だけで考えた場合と、他人と議論した後の投票行動で（仮に結論が変わらなくても）違いがあるかを確認する。 ・クラスによって、制定されたり、されなかったりすることが考えられる。 ・また、もし、自分や周囲の何人かが投票しなかったら、結論が変わったことも考えられることを体験させる。
<p>まとめ 【10分】</p>	<p>○香川県において「ネット・ゲーム依存症対策条例」が制定されたあとの実際の動きを紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の設例との違いは「事業者」は名宛人とされていること ・地元の高校生が条例の違憲無効を求める訴訟を提起し、審理中である ・弁護士会が、条例の廃止を求める声明を發表している ・施行後の調査ではスマホ利用時間が減少したが、ネット・ゲーム依存傾向にある子どもが増加したという結果が出ている（明らかな効果があったという状況ではなさそうである） <p>(時間があれば)</p> <p>○今般、裁判員に選任される年齢も下がったことを紹介する。</p> <p>(時間があれば)</p> <p>○教員・生徒が感想・振り返り等を述べる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主権者に必要とされる資質について、今回の議論を振り返りながら指摘する。 ・「どのような結論が出たか」ではなく、「どのように結論を出したか」が大切であることに留意させる。 ・実際に、この条例の制定の是非については、どちらかの結論が客観的に正しいというわけではない。<u>だからといって、どちらの結論でもよいというわけではない。</u> ・直感的・感情的な結論が先にあると、視野が狭くなり、結論に沿った理由しか考えられなくなりがちである。物事にはいろいろな側面があることから、いろいろな立場から、いろいろな角度から具体的に考察することが、よりよい結論に到達するために重要なことである。 ・このような多面的な思考をするにあたり、他者の意見（特に自分とは異なる意見）に耳を傾けることは有用である。他の意見を聞いて自分の考えが深まったことを理解する。 ・裁判員に選任される年齢も18歳と改正されたことを紹介する。法律や条例の制定、議員の選出（選挙）に関わるだけではなく、司法にも参加することも、「主権の行使」の一部である。

【授業者メモ】

●選挙権年齢の引き下げと若年投票率について

公職選挙法等の改正により、年齢満18年以上満20年未満の者が選挙に参加することができることとなった（平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、平成28年6月19日施行）。

その後、国政選挙の年代別投票率は、平成29年10月に行われた第48回衆議院議員総選挙では、10歳代が40.49%、20歳代が33.85%、30歳代が44.75%となった（全年代を通じた投票率は53.68%）

また、令和元年7月に行われた第25回参議院議員通常選挙では、10歳代が32.28%、20歳代が30.96%、30歳代が38.78%となった。（全年代を通じた投票率は48.80%）

このように、若年層全体としては、投票率はいずれの選挙でも他の年代と比べて、低い水準にとどまっていることから、特に若年層への選挙啓発や主権者教育に取り組むとともに、関係機関等と緊密な連携を図り、投票率の向上に努めることが課題とされている。

●裁判員に選ばれる年齢の引き下げについて

市民が刑事裁判の審理に参加するのが裁判員制度です（主権の行使の一場面）。

裁判員は衆議院議員の選挙権を持つ人から選ぶとされているところ、選挙権年齢が18歳に引き下げられたあとも、裁判員に選ばれる年齢は20歳以上のままであった。

その後、成人年齢を18歳とする民法の改正（2022年4月1日より施行）と、2021年5月に少年法が改正（18・19歳が罪を犯した場合には、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めた。2022年4月1日より施行）されたことに伴って、公職選挙法の規定が変更され、裁判員に選ばれる年齢も18歳以上となりました。

施行は2022年4月で、実際に18歳や19歳の人が裁判員に選ばれるようになるのは2023年が予定されている。弁護士や裁判員の経験者からは、制度の周知や法教育の充実などを求める声があがっている。